



平成 27 年 9 月 25 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 リ ソ ー 教 育
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 岩 佐 実 次
(コード番号：4714 東証第一部)
問 合 せ 先 責 任 者 代 表 取 締 役 専 務 天 坊 真 彦
(TEL 03-5996-3701)

内部管理体制の改善策に関するお知らせ

当社は、本日平成 27 年 9 月 25 日開催の取締役会において、内部管理体制の改善策等について、決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、平成27年9月8日付「当社株式の特設注意市場銘柄の継続に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、東京証券取引所から、「当社が策定している改善策のうち、取締役会の機能強化に関しては、社外取締役の選任等を通じた改善が進められているものの、当該改善策の有効性を含むコーポレート・ガバナンスの改善に向けた当社の取り組みの状況等を、なお確認する必要があります。これらを踏まえると、当社の状況は内部管理体制等に問題があると認める場合に該当することから、当社株式について特設注意市場銘柄指定を継続することにしました。」との通知を受けております。

特設注意市場銘柄指定の継続を受け、当社において、さらなるコーポレート・ガバナンスの改善策の検討を進めるとともに、その概要を「内部管理体制確認書」に記載し、平成 27 年 9 月 11 日付で提出いたしました。

本日の取締役会において、「内部管理体制確認書」提出後の代表取締役の異動等の経営体制の変更を踏まえ、以下のとおり、内部管理体制の改善策の骨子を決議いたしました。

1. 取締役相互間の牽制強化

社外取締役を除く取締役による合議体を設置し、重要人事の決定、組織の変更、財務、重要な契約の締結等の当社グループにとって重要な事項について、決議することといたします。当該合議体で決議された事項のみ、取締役会等への付議を含めた当社所定の手続きを経ることができるものといたします。

また、合議体で検討された事項については、その内容の如何に関わらず、協議内容を文書保存し、取締役及び監査役に報告することといたします。

なお、当該合議体へは、常勤監査役がオブザーバーとして参加いたします。

2. 取締役に対する監視の徹底

取締役による他の取締役に対する監視及び監査役による監査を徹底いたします。

取締役会における取締役及び監査役による監視に加え、常勤取締役及び常勤監査役による常時監視を行います。

3. 再発防止委員会による改善策の運用状況の評価

平成26年3月7日より開始しております再発防止委員会は、設置当初から当社の不適切会計に係る再発防止策について監視を行っております。上記の改善策を含め、引き続き再発防止委員会において、再発防止策・改善策の運用状況を把握し、問題点の分析と改善案の検討を行います。

以上